

「ポケふた」が町内に！

株式会社ポケモンから町に寄贈されたポケモンマンホール『ポケふた』が町内に設置されました。
この絵柄のポケふたは、世界に1枚、平泉町だけにあります。
毛越寺駐車場東屋裏に設置しています。ぜひ見に来てください。



©2022 Pokémon. ©1995-2022 Nintendo/Creatures Inc./GAME FREAK inc.
ポケットモンスター・ポケモン・Pokémonは任天堂・クリエイト・ゲームフリークの登録商標です。

「マイナポイント第2弾」
マイナンバーカードの申請期限は9月末です

国が実施する「マイナポイント第2弾」に申し込むためのマイナンバーカードの申請期限は、9月30日(金)です。

■マイナポイント第2弾とは
マイナンバーの新規取得などをしてマイナポイントを申請することで、連携したキャッシュレス決済サービス(※)の利用額に応じて、上限5000円相当のポイントが付与されるものです。

このほかに、健康保険証の利用登録(7500円相当)と公金受取口座の登録(7500円相当)で計1万5000円相当のポイントが付与されます。

※QRコード決済(〇〇Pay)や電子マネー(交通系のICカードなど)、クレジットカードなどのこと

■カードの申請方法
スマートフォン、パソコン、郵送、窓口対応(町民福祉課)

■マイナポイントの申込期間
令和5年2月末まで

■問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562
マイナポイントについて
まちづくり推進課 ☎46-5578



町消防団員異動と団員募集のお知らせ

町消防団員の退団に伴い、新たな第2分団長に千葉浩幸さん、第3分団長に菅原勉さん、第7分団長に滝沢清一さんがそれぞれ就任しました。



滝沢清一さん



千葉浩幸さん



菅原 勉さん

■退団者
▽(第2分団長)佐々木正明さん ※勤続35年
▽(第3分団長)高橋幸夫さん ※勤続32年
▽(第7分団長)千葉幸生さん ※勤続39年11カ月

■新入団者
▽第2分団員 佐々木直哉さん

「第57回全国史跡整備市町村協議会大会 講演会」
全国の国指定史跡を有する市町村の文化財関係者が一堂に集まる「全国史跡整備市町村協議会大会」が町内で開催されます。大会中の「講演会」は、どなたでも聴講できます。詳しくは、広報10月号でお知らせする予定です。

■日程：10月5日(水)
■場所：平泉小学校体育館

■あなたの力が消防団に必要です
町消防団は、団員を募集しながら、火災や災害発生時に現場に駆け付けます。住民の生命や身体、財産を守るため活動し、地域コミュニティの維持、振興に大きな役割を果たす非常勤特別職の地方公務員です。安全な地域づくりのため、協力を願います。

▽年額報酬：3万6500円
▽出勤手当
・出勤報酬：3000円
・訓練、警戒報酬：3500円

▽退職金
勤続5年以上10年未満 20万円
(階級、勤続年数で異なります。)

▽その他
・活動に必要な被服を貸与します。
・公務災害補償制度があります。

■問い合わせ先
総務課 ☎46-5540

■時間：午後4時～5時
(3時40分から受け付け)

■講師：近藤誠一氏
(元文化庁長官、平泉文化遺産センター名誉館長)

■費用：無料

■問い合わせ先
平泉文化遺産センター
☎46-4012

公認心理師による「じじいの健康相談会」を開催

「眠れない」「理由もないのに気分が落ち込む」「ひきこもっている」など、心の健康に関する相談会を実施します。

■日時：9月21日(水)
午前9時30分～正午

農業者年金新規加入者を募集します

農業者年金は、国民年金の上乗せとなる公的年金です。加入者が支払った保険料が全額社会保険料控除の対象となる税制優遇措置や、一定の要件を満たせば保険料の国庫補助が受けられます。

■加入条件
▽次のいずれかに該当する場合
①年間60日以上農業に従事する20歳以上、60歳未満の国民年金第1号被保険者
②年間60日以上農業に従事する60歳以上、65歳未満の国民年金の任意加入者

■農業者年金の特徴
▽少子高齢化時代に強い年金
加入者が積み立てた保険料とその運用益を合わせた額により、将来受け取る年金が事後的に決まる「積立方式・確定拠出型」の年金です。
▽保険料額は自由に決められる
2万円から6万7000円まで、千円単位で自由に選べます。

■相談員
沖田憲一氏(公認心理師・元県立南光病院臨床心理科長)

■持ち物：「お薬手帳(服薬中の人)」「申し込み・問い合わせ先」
保健センター ☎46-5571

農業者年金の状況などに合わせ、見直しが可能です。

▽終身年金で80歳まで保証付き
年金は生涯支給されます。
加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

▽税制上の優遇措置
支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。支払った保険料の15%程度が節税になります。

▽保険料の国庫補助
認定農業者など一定の要件を備えた意欲ある担い手には、保険料(月額2万円固定)の2割、3割、5割の国庫補助が最大で20年あります。

■問い合わせ先
農業委員会事務局
☎46-5567

令和4年度「敬老会」は中止します

9月19日に開催を予定していた令和4年度の敬老会(町主催)は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止します。

「身体障害者相談員」を募集します

身体に障がいがある町内在住者とその家族が身近に相談できるよう、町は「身体障害者相談員」を募集しています。

■相談員の役割
▽障がい者地域活動の中核となり、活動の推進を図る
▽障がい者の更生援護に関する相談に応じて、必要な指導を行う
▽障がい者の更生援護につき、関係機関の業務に協力する

■主な業務
電話や訪問を通じ相談を受ける
■募集人員：2人
■任期：令和5年3月31日まで
■報酬：月額3400円
■募集期間：10月31日(月)まで

■問い合わせ先
保健センター ☎46-5571

屋外広告物パトロールを実施します 「適正化旬間」

国土交通省は、屋外広告物の適正化を一層推進するため、9月1～10日を「屋外広告物適正化旬間」とし、屋外広告物法と同法に基づく条例の普及啓発、違反広告物に対する国民や企業の意識啓発などを推進します。

これに合わせ、町は屋外広告物パトロールを行い、手続きの制度や安全管理の周知に取り組みます。

■表示期間の確認
ポスターやのぼりの表示期間が

過ぎていないものや無届けのものが見受けられます。早急に撤去するか、申請手続きをしてください。

町屋外広告物条例に適合していない広告物を撤去、改修する工事費用の一部を補助しています。対象となる工事内容や手続き方法、補助額などは問い合わせください。

■問い合わせ先
建設水道課 ☎46-5569